

第5章 無電柱化の推進に関する施策等

1. 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法としては、大きく分けて、電線類地中化による手法と地中化以外による手法の2種類に分類され、各手法には様々な方式があります。

藤沢市では、国の「無電柱化に係るガイドライン」に示される地中化による整備を基本とするとともに、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」により電線類の占用を制限できる電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本とし、電線管理者や地元住民等との調整を踏まえ決定します。

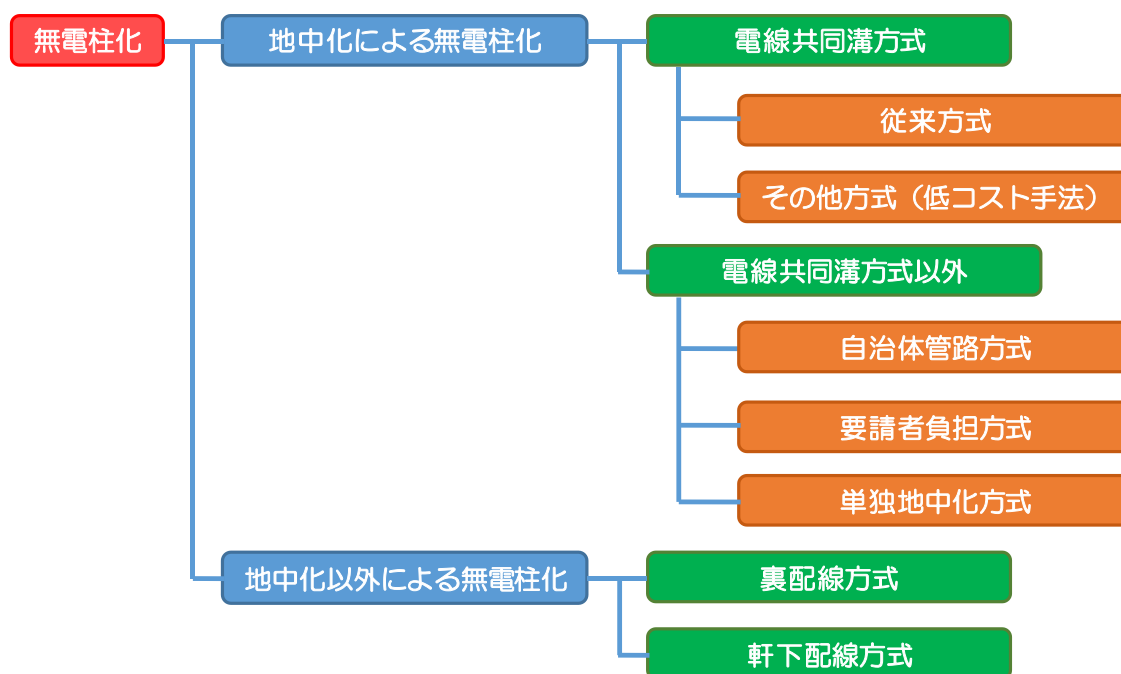
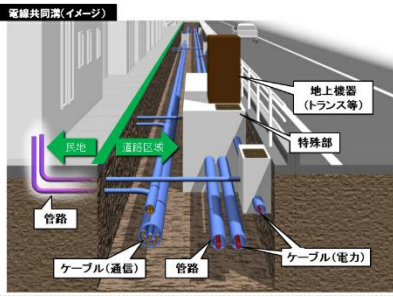




図 5-1 整備手法

(1) 地中化による無電柱化

ア. 電線共同溝方式

電線共同溝方式とは、「電線共同溝の整備に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二社以上）が電線、地上機器を整備する方式です。また、電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の本数や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等、低コスト手法の積極的な採用も視野に入れ検討します。

電線共同溝	低コスト手法	
 <p>電線共同溝(イメージ)</p> <p>地上機器 (トランス等)</p> <p>特殊部</p> <p>管路</p> <p>ケーブル(通信)</p> <p>ケーブル(電力)</p> <p>管路</p> <p>低地</p> <p>道路圧入</p>	 <p>浅層埋設</p>	 <p>小型ボックス活用埋設</p> <p>通信ケーブル</p> <p>電力ケーブル</p>

(出典：国土交通省 HP)

イ. 電線共同溝以外の方式

自治体管路方式とは、管路設備を自治体が整備し、残りを電線管理者が整備する手法です。また、要請者が整備する要請者負担方式や電線管理者が整備する単独地中化方式の手法で無電柱化を行う場合は、地域住民の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力していきます。

ウ. ソフト地中化の活用

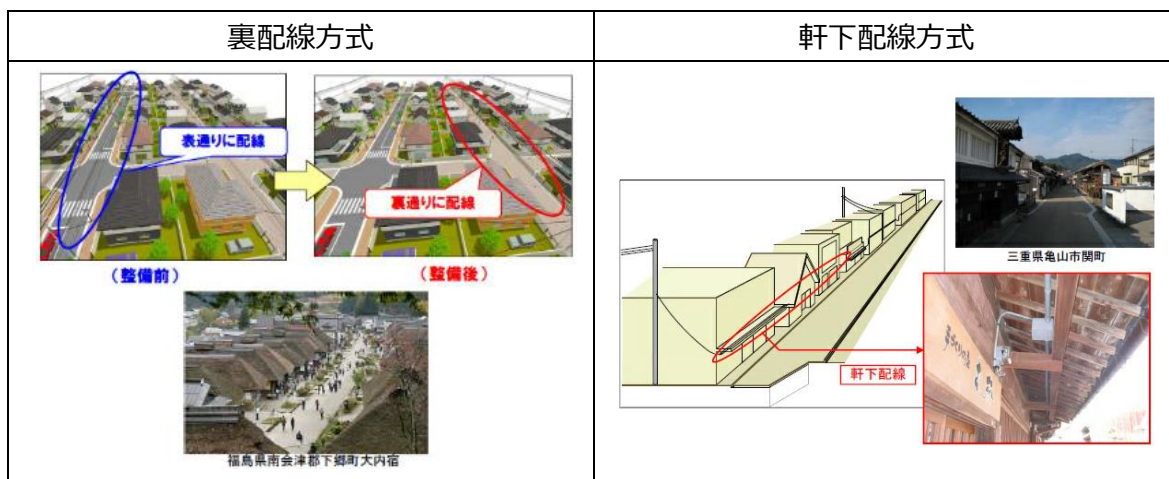
地中化による無電柱化の整備手法により実施する場合において、歩道幅員が狭く地上機器の設置箇所が確保できない場合は、地上機器よりも占有面積が小さい照明灯などのポールに地上機器を添架して行うソフト地中化の活用も検討します。



(出典：鎌倉市 HP)

(2) 地中化以外による無電柱化

沿道家屋の合意が得られる道路においては、裏通り等へ電柱や電線を移設する裏配線方式や軒の下へ電線を添架する軒下配線方式による整備を検討します。



(出典：国土交通省 HP)

2. 占用制度の運用

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

電線の地中化等の促進を図るため、国や県の動向を踏まえて占用料、許可基準などを検討します。

3. 関係者間の連携の強化

(1) 推進体制

国、県、交通管理者及び電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる関東地方ブロック無電柱化協議会神奈川県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成の円滑化を図るため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置します。

(2) 工事・設備の連携

藤沢市の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行うこととします。

(3) 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めていきます。

(4) 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業等が実施される際は、電線管理者に新たな電柱や電線を設置しないように要請します。また、無電柱化が実施しやすいよう施工時期等の調整を積極的に協力していきます。

(5) 民間技術等の活用促進

民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用についても検討していきます。

(6) 既存ストックの活用推進

他の占用物の移設が不要となり、費用の削減、工期の短縮を図ることができるため、電線管理者が所有する管路やマンホールなどの既存ストックを、電線共同溝の一部として積極的に活用していきます。

4. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、「無電柱化の日（11月10日）」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行っていきます。また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報誌やホームページなどを活用して周知を行っていきます。